

施設として簡易に閱覽の便を開くときは社會教育上有効で、斯の如き手近に趣味を有する教育機關は他に求められないものである。

其の特徴として學校教育に比し

- 〔1〕、學習の時期に制限がない。
- 〔2〕、一般公衆相手に千客萬來的である。
- 〔3〕、階級及び職業の如何を問はない。
- 〔4〕、多くの學資を要しないで極めて簡易に勉強が出来る。
- 〔5〕、非劃一的であり能動的であり自發的である。
- 〔6〕、圖書は各種類のものがあつて一方に偏せない。
- 〔7〕、趣味の涵養に適し潜在個性即ち趣味性の働きを助長し他の劣情を驅逐す。
- 〔8〕、時間を適意に善用して心意を爽快ならしむる爲めに入出する場所たらしめ得る。

この利點よりして各國では圖書館設置を獎勵して居る。殊に佛のルーラン文相は一

八六〇年通牒を發した、其の中に學校專用的の者でなく、一般民衆に公開するの必要あるを認め『勤勉なる民衆に對し興味あり有益なる書籍を與ふことは必要であり又實に痛切に感ぜらるゝ所である』と示し又一八七六年には巡廻文庫の必要を通牒した其の結果多い年には一ヶ年間に四千三百五十餘も増設したのである。最近一九二〇年十二月ソード市在タウンホールに於て圖書館に關する大集會が開催せられた席上、英の文相は一場の講話を試み其の中に『余は公共圖書館の地位を向上發展せしむる事に今日まで献身的に努力した結果、公共圖書館を破滅の域より救済し、又之れが多數の人の爲めに調法の範圍を擴張したる事に就ては一點の疑をも挾まぬ者である。就中教育は書物なくして發達を期待し得可き性質のものに非ずして眞に圖書館は公衆の大學であることを知らねばならぬと思ふのである、然かも自由圖書館は見料を要せず、年齢及び境遇の如何を問はず、即ち老若男女其の他如何なる社會的境遇に在る者と雖も皆齊しく之れを利用し得るの機會と恩澤とを享受し、而して圖書館を如何に利用するもせざるも各自の自由にして、他より何等干渉その他束縛を受けざる事は、これ教育制

度上甚大なる便益を與ふるものであると思ふ。この知識の倉庫たる圖書館即ち各方面の善良なる知識の源泉に對し自由に接近し、之を充分に利用すると否とは懸て社會の善惡に關して大なる相違を來たし、その他青年の向上心を刺戟する等の事に與つて力ある要素であることは吾人の今更言ふ迄も無い。……尙ほ貧困の爲め日夜辛苦を嘗めつゝある青年及び處女は、己が住む都會に一冊の書籍だに具備せざるが爲めに、貧に於けると同程度の不利と不幸とを泌々と經驗する事であらう。故に余は書籍なき都市は即ち、一點の光明だになき暗黒な都市であると、喝破するに躊躇せないのである。要するに圖書館の使命たるや、研究者が意の儘に書籍を手に入れ得る様に設備することは最も重大な事柄である。』と圖書館の必要と利便を述べられて居る、之れに依つて如何に公衆學校とも言ふべき圖書館に意を傾注されたかが窺はれる。

第二節 圖書館の種類

圖書館には外國にも色々の種類があるが、我が國では公衆に對する上よりは公開と非公開とがあり、前者は一般民衆を以て閲覧者とし如何なる人士でも閲覧せしむる者で、後者は局部的に限定されて居る、即ち内閣文庫、宮内省圖書寮の圖書其の他學校附屬圖書館の如きはこの例である（近頃は學校圖書館も追々と公開される、廣島高師の圖書館の如き其の一例）

經營上から見て公立と私立とがある、公立とは府縣市町村の經營されて居るもので、之れは其の自治體の公費を以て維持されて居るから其の基礎は堅固で經費も年々歳々豫算を見積つて行くから維持經營には困らない。私立になると個人とか團體が經營し一時に多數若くは個人篤志家の寄附になるものが多い、それ故年々經費を支出されないのである者が多いから維持法に於ては大抵は最初のまゝで、次ぎ／＼と補集されないのであるかと思へば、公立より優つて時には寄附行爲によつて資源を考へられつゝあるものもあるが、然し私立の者は盛衰は免れない、近時は大分圖書教育の必要なることを有識者間に認められ私立でも中々立派なものがある。

次に一般閲覧者の知識程度によつて分類すれば、兒童圖書館、普通圖書館、簡易圖書館、參考圖書館等がある。

・ 兒童圖書館とはお嘶や簡易な小供に適合するもの、教科に參考的のものを藏し、娯樂の裡に兒童をして高尚なる趣味を涵養することを本旨としてゐる。學校に附設の文庫は之れに屬する普通圖書館は普通人に閱覽せしめ各種のものを所藏し何人にも向く可き書物を集めて居る、今日一般に使はれて居る圖書館は之れが大多數である。

簡易圖書館は前者の簡易なるもので床屋文庫、湯屋文庫又は個人所藏の圖書を一般人に隨意に閱覽せしむる等も之れに屬する。

參考圖書館は特殊の人の爲めに參考に供するもので、役所には役所向のもの、又工業地には工業的書籍をのみ藏して閱覽させるが如きこれである、又中等學校以上の學校圖書館は之れに屬する。

尙ほ圖書館代用的のものは彼の巡迴文庫で、一定の圖書を箱に入れ又小包とか其他の方法に依り、或は土地から他の土地へ巡回させ、期日を定めて閱覽せしむるもので大抵は親分的の圖書館があつて派生的の方法によつて、閱覽者の便宜を計る爲めに出來てゐる。丁度岐阜縣教育會の巡迴文庫は之れである。この様な方法で我が國何れの

土地にも運用されてゐる。次は家庭文庫で一家庭に適はしい圖書をその要求に應じて親文庫又は會より借出すものである。

第三節 我國圖書館概況

一、圖書館の一般概況。

我が國圖書館は近時急速の發展を遂げ、其の館數に於て將又閱覽人員に於て非常なる増加を見たが、然し之を社會教育の理想的見知より考へても又之を諸外國の夫と比較しても尙大に發展を期せねばならぬ、然るに從來我が國の圖書館に關する調査が未だ十分でなかつた爲めに深く研究し調査し廣く他と比較して、自己の發展を期するといふ様なことが出來ず、又模範的施設があつても、充分之を知らしめることも出來なると云ふ様な有様であつた、それで文部省に於ては大正十年三月末現在に於ける全國圖書館並巡回文庫の調査をなし、又最近大正十三年に第二回の調査發表があつたのである。其發表された調査に依り愚見を述べ現在我が國の圖書館現狀を考究し益々其發達を期したのである。

今其數冊數等を記せば

| 館 | 數 | | 藏書冊數 | 閱覽人員 | 經費 | | | |
|-------|-------|--------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| | 大正十年調 | 大正十一年調 | | | 大正十年調 | 大正十一年調 | | |
| 圖書館 | 公立 | 九四三 | 二、五六四、二二七 | 三、二六九、〇八一 | 七、七六六、六四三 | 二、四〇八、一六六 | 七、七〇、四四四 | 一、二二四、九七一 |
| | 私立 | 六九七 | 一、八六四、八六二 | 二、四六〇、一四三 | 二、九一八、四一〇 | 三、三三七、〇三四 | 二、三四、九七七 | 四、四四、一五〇 |
| 帝國圖書館 | 計 | 一、六四〇 | 四、四一九、〇七六 | 五、七二九、一八三 | 一〇、六五五、〇五三 | 四、七六五、一〇三 | 九、五三、〇三三 | 一、五三九、三三三 |
| 公立 | 公立 | 三四七 | — | — | — | — | — | — |
| | 私立 | 一、三四 | 九四九、一七 | — | — | — | 二二、九八〇 | — |
| 計 | 一、六八二 | — | — | — | — | — | — | — |
| 總計 | 三、三四三 | — | 五、七六六、三〇二 | 一〇、九〇一、八八九 | — | — | 一、一四六、三三三 | — |

即ち全國に於ける公開圖書館並に巡回文庫の總數は三千三百四十二であつて、藏書は約五百七十二萬餘、閱覽人員は約千九十九萬餘、經費約百十四萬六千餘圓であつて經費の點に於て之を小學校の經費壹億七千十萬餘圓(大正九年度)に比すれば僅に百三十

分の一に足りないといふ全く比較にもならない小額であることが知られる。藏書冊數は全國公私立圖書館平均二千五十八冊であつて、更に之を分類すると五百冊未満のもの千五百八館、五百冊以上一千冊未満のもの五百〇七館で一千冊以上五千冊未満のもの五百十四館で五千冊以上一萬冊未満のもの八十五館一萬冊以上五萬冊未満のもの八十二館五萬冊以上のもの十六館で、大正十年調に比すると大分内容が充實しつつあるが米國に比すれば彼れは我よりも約十一倍の冊數を有し、人口千人に對する冊數は五倍半の多きである、如何に米國は圖書館施設が普及して居るか伺はれる。

經費に就て見るに百圓未満のもの千六百十、百圓以上五百圓未満のもの八百二十九五百圓以上千圓未満のもの九十一、千圓以上六千圓未満のもの百十一、六千圓以上一萬圓未満のもの二十七、一萬圓以上二十七で、五百圓未満が九割弱、百圓未満のみにて六割に達して居る、如何に圖書館に支出する費用が少額であるか一驚を喫するものである。以上の如く少額であるか、館長は勿論司書、書記も専任者少なく雇員、出納員も居ない様な館が甚だ多い、たゞ教員、青年團幹部等の特志家が之等の事務を執れ

るものが少くない、随つて其職員も全國一館平均二、七人である、其の待遇に至つては甚だ菲薄である。

圖書館に關する訓令、獎勵、設置準則を定め縣當局が各方面より圖書館の發展を策して居るのは數縣しかない、尙圖書館の附帶事業、實社會との連絡の如きは各地各圖書館に於て夫々特色あるものもあるが、又是等に就いて何等の考慮を拂つて居ない様に見受けらるゝものも少くない。圖書館の發達は是等の點につき努力する所がなければ完全とは言ひ得ないのである。(以上調査數字は圖書館に付ては大正十二年四月調、巡回文庫につきては大正十年四月調)

二、我國圖書館に關する法規。

圖書館に關する法規は我が國に於ては未だ多くないが茲に之を掲載し、圖書館關係者の参考に資し、且つ新たに之を設置せんとする者に對し法規上の關係を知らしむる爲め拔萃したのである。

〔1〕、圖書館令。

第一條 北海道府縣郡市町村に於ては圖書を蒐集し公衆の閱覽に供せむが爲圖書館を設置することを得

第二條 明治二十六年勅令第三十三號の規定は圖書館に關し之を準用す

第三條 私人は本令の規定に依り圖書館を設置することを得

第四條 圖書館は公立學校又は私立學校に附設することを得

第五條 圖書館の設置、廢止は其の道府縣立に係るものは文部大臣、其の他の公立に係るものは地方長官の認可を受け其の私立に係るものは地方長官に開申すべし

第六條 公立圖書館に於ては圖書館閱覽料を徵收することを得

〔2〕、圖書館令施行規則。

第一條 圖書館令第五條に依り公立圖書館を設置せんとするときは管理者より左の事項を具し道府縣立圖書館に在りては文部大臣、其の他の公立圖書館に在りては地方長官の認可を受くべし

一名 稱 二位 置 三 經費及維持の方法

四 敷地建物の坪數及圖面 五 開館年月日 六 館 則

私立圖書館に在りては設立者より前記の事項を地方長官に開申すべし

第二條 名稱、位置、敷地、建物又は館則の変更は道府縣立圖書館に在りては文部大臣に其の他の圖書館に在りては地方長官に開申すべし。

第三條 道府縣立圖書館の經費豫算は文部大臣に其の他の公立圖書館の經費豫算は地方長官に毎會計年度開始前に開申すべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す

〔3〕、公立圖書館職員令

第一條 公立圖書館に左の職員を置く

館 長 司 書 書 記

第二條 館長は奏任官又は判任官の待遇とす地方長官の監督を承け館務を掌理し所屬職員を監督す

司書は奏任官又は判任官の待遇とす館長 指揮を承け圖書の整理、保存及閲覧に關する事務を掌る

書記は判任官の待遇とす館長の指揮を承け庶務に従事す

第三條 奏任官待遇の館長及司書は左の資格の一を有する者より之を任用す

- 一、文官任用令第五條第一項の規定に依り高等文官と爲るの資格を有する者
- 二、學位を有する者又は大學令に依る大學の學部若くは帝國大學分科大學を卒業し學士と稱することを得る者
- 三、専門學校、高等學校、高等科、大學令に依る大學の豫科又は高等學校大學豫科を卒業し二年以上判任官待遇以上の職に在りて教育又は圖書に關する事務に従事したる者。
- 四、五年以上判任官待遇以上の職に在りて教育又は圖書に關する事務に従事し月額八十圓以上の俸給を受けたるもの

五、圖書に關し特別の學識經驗ある者にして高等試験委員の銓衡を経たるもの

第四條 判任官待遇の館長、司書及書記は左の資格の一を有する者より之を任用す

- 一、文官任用令第六條の規定に依り判任文官と爲るの資格を有する者
- 二、前條第二號乃至第五號に該當する者
- 三、三年以上教育又は圖書に關する公務に従事したる者
- 四、圖書に關し學識經驗ある者にして普通試験委員の銓衡を経たる者

第五條 奏任待遇職員の任免の奏薦宣行は奏任官の例に依り判任官待遇職員の任免は判任官の例に依る

第六條 奏任官待遇職員の待遇相當官等は館長に在りては高等官四等以下とし司書に在りては高等官五等以下とす

判任官待遇職員の待遇相當等級は判任官一等乃至四等とす

第七條 文部大臣の指定する圖書館の館長にして高等官四等の待遇を受け在職三年以上に至り功績ある者は特に高等官三等の待遇と爲し年額七百圓以内の加俸を給することを得

第八條 高等官々等俸給令第四條及第五條第一項の規定は奏任官待遇の公立圖書館職員に之を準用す

他の官職に在りたる者にして奏任官待遇職員たるものに付ては他の官職に受付けたる待遇は之を本令に依り受けたる待遇と看做す

第九條 公立圖書館職員の俸給は別表に依る但し他の官職に在るときは俸給を給せず又は別表に掲ぐる最低類以下の俸給を給することを得

第十條 公立圖書館職員の分限に關しては公立學校職員の例に依る

附 則

本令は公布の日より之を施行す

俸 給 表

| 待遇別 | 俸給 |
|---------|---|
| 奏任官待遇職員 | 一級俸 二級俸 三級俸 四級俸 五級俸 六級俸 七級俸 八級俸 九級俸 一〇級俸 二級俸 三級俸 三級俸 |
| 判任官待遇職員 | 一級俸 二級俸 三級俸 四級俸 五級俸 六級俸 七級俸 八級俸 九級俸 一〇級俸 二級俸 三級俸 三級俸 |
| 月俸 | 1,000 1,100 1,100 1,000 900 800 700 600 500 500 500 500 500 |

〔4〕、圖書館設置認可申請手續

前記圖書館令施行規則第一條に依り道府縣立圖書館は文部大臣に、以外の公立圖書館に在りては、地方長官の認可を受くべきことになつて居るが、それにつき其の書式を示すと次の様になる。

(一)公立圖書館設置認可願書式例

大正 年 月 日

……郡……村長 何………某

……縣知事………殿

公立圖書館設置認可願之件

標記の通り當村に於て圖書館設置致度圖書館令施行規則第一條に依り別紙の通開館致度候條御認可相成度此段申請候也

別紙

一、名稱 ……村立圖書館

二、位置 ……村尋常高等小學校内

三、經費及維持の方法 經費は年々村會の議決により出資するを本體とし其他特志家の寄附を以て維持す(設立町村の歳入出豫算表別紙として添付を要す)

四、敷地建物の坪數及圖面 特定の敷地建物なし、……尋常高等小學校の一室に本部を置き他に二ヶ所の補習學校教場に巡回閱讀せしむる豫定なり(坪數、圖面別紙として添付を要す)

五、開館年月日 大正……年……月……日

六、館則 (別紙とし添付を要す)

附 館則例

……縣……郡(市)何町(村)立圖書館規則

第一條 本館は社會教育上有益なる圖書を蒐集し公衆の閱覽に供するを以て目的とす

第二條 本館は何郡(市)何町(村)立圖書館と稱し(何々小學校に附設)す

第三條 本館に館長一人司書何人を置く

第四條 館長は館務を總理す、司書は館長の指揮を承け館務に従事す

第五條 圖書を寄附せむとする者は目錄を添へ館長に申出て許可を受くべし

第六條 公衆の閱覽に供する目的を以て圖書を委託せむとする者は館長に申出て許可を受くべし

委託の圖書は火災盜難等不可抗力に依り損失を來すことあるも本館は其の責に任ぜず

第七條 本館の定期休館日左の如し

一、歳首一月一日より同月五日迄 二、紀元節

三、曝書八、九月の中凡五日間 四、天長節祝日十月三十一日

五、歳末十二月二十八日より同月三十一日迄 六、……………

前各號の外臨時休館は其都度之を公示す

第八條 本館の開館の開閉時限は館長之を定む

第九條 閱覽人は本館所定の諸規程を遵守すべし

第十條 圖書を携出供覽せむとする者は館長の許可を受くべし

第十一條 閱覽人圖書を紛失し又は汚損したるときは同一の圖書若は相當の代價を以之を辨償せしむることあるべし

第十二條 本館は閱覽料を徴せず

第十三條 本館には定期並臨時の巡回書庫を設く

第十四條 定期巡回書庫は左の方法に依る

一、本市(町村)何々に閱覽所を置く

二、書庫の閱覽所留置期間は何箇月とす

三、閱覽所管理者は館長之を囑託す

四、閱覽所管理者は満期日に圖書を目錄に照合の上書庫を本館に還付すべし

五、閱覽所管理者は圖書保管の責に任ず

臨時巡回書庫に關する規程は館長之を定む

第十五條 本則施行に關する細則は館長之を定む

(二)私立圖書館設置開申書式例

大正 年 月 日

.....郡.....村教育會長

.....縣知事

私立圖書館設置開申の件

何々村教育會の事業として圖書館令第五條に依り本年.....月.....日より

私立圖書館設置可致候間圖書館令施行規則第一條に依り關係書類相添此

段及開申候也

別紙

一、名稱村大正文庫

二、位置村.....尋常小學校内

三、經費及維持の方法(別紙の通)

四、敷地建物の坪數及圖面(別紙の通)

五、開館年月日 大正.....年.....月.....日

六、館則 (別紙の通り)

以上の様式に依つて何れも郡市を經由して地方長官に提出すると、公立に對しては適當と見れば認可がある、私立は申開切りで開催すればよいのである。

三、巡回文庫の一般概況。

巡回文庫は之を分ちて圖書館藏書の一部を之にあて、圖書館事業の一となすもの、即ち圖書館附屬の巡回文庫及び全然獨立せる巡回文庫等である、現在我が國にある巡回文庫の多くは後者即ち獨立せるものである。

其の數は 公設 三四七 私設 一、三三四 計 一、六八一 (大正十年調)

である、略々公私圖書館數と同一である。其の設立者別より見るときは、圖書館と反對に私設大部分である。

設立者のうち公設と雖も、必しも認可を受けたものでなく、唯何々村、何々町、何々市のうちの何々町が之を設けて居るといふに過ぎない。私設のうち其の多くは青年團であつて、教育會、處女會、婦人會等の夫は少ない、又一私人のものも多くはない。其經費及藏書冊數は之を公私合して、

經費全國で

一一一、九八〇圓

一文庫平均

六六圓

藏書冊數は

九四九、一七二冊

一館平均

五六四冊

であつて極めて規模の小さなものである。

其の編成法は多くは其の廻付先の數に應じて八個とか十個とかに編成し、二十冊三十冊等を一纏とし、之を箱に納めて運送に便利なものとして居る、又中には柳行李ツクの袋の如きものに收納することもある。

廻付先は小學校、青年團集會所、青年團支部長宅、各字會議所、床屋、會員個人宅俱樂部、處女會、本支部、氏子總代、區長宅、床屋湯屋等種々あつて一定しない、しかしこれはそれ／＼其所に監督者があるから其れに向けて廻付するのである。

廻付方法は廻付先廻付期間等を記載した一定の表をつくつて置いて、この順に従つて或は小學校兒童上級生に依頼するとか、順々に各廻付先より廻付するとか、又廻付に費用を要するときは本部より支給するものもあれば、廻付先の負擔とするものもあつて、之亦一定しない。要するに編成法廻付先、並に廻付方法は何れも土地の状況に最も適せる方法を採用することを必要とし又現在地方に適切なる方法を探りつゝある様である。

閱覽人員は前記圖書館の様に明白に調査は出来ない、けれども相當利用されて居るから延人員にすれば多大な數となること、思はれる、これは巡回文庫が圖書館よりも容易に且つ手簡を要せず閱覽することが出来るからである。

交換期限は十日、二十日、或は一ヶ月又は三四月もあり、長いものになると半歳も一年にも亘るものもあつて一定しない。この期間は其の廻付先の數編成法、圖書冊數等によりて随つて交換期限の長短を定めることゝなるのであらふ。

巡回文庫には専門的に従事せる職員は少なく、其の多くは青年團幹部、村區の總代

會員中有志のもの等である。其の他官吏、教員、役場吏員等も亦相當之に盡力せるものゝ様である、中には數人かゝつて之に力を致して居る文庫もある。

今圖書館附屬巡回文庫として山口縣立山口圖書館巡回圖書館と、獨立巡回文庫として特色ある長崎縣長崎市家庭回覽文庫と、岐阜縣安八郡教育會回覽文庫の概要を參考の爲め記述すれば、

○山口圖書館巡回書庫(圖書館附屬巡回文庫の例)

- 一、設立者 山口圖書館
- 二、藏書冊數 巡回書庫用として洋書の備付なく、必要な場合には館内使用のものを貸與す、和書は一九、六五九冊である。
- 三、編成法 主として通俗讀物を以て編成し、豫め巡回書庫選擇用の目錄を配布し置き、之につきて選擇をなさしめ希望書目の申出を爲さしむる事とし、尙右の希望書のみにて不足なる場合には、地方の狀況に依り請求以外のものを補充して編成をする。

一箇の書庫には大略七、八十冊を容れ得る事が出來、其の物に對する目錄及び先方の閱覽帳簿を添へて發送する。

四、廻付先 郡市役所郡市立其の他中等學校町村内の公私立圖書館青年團體に廻付する、其の外圖書館の設置なき町村にありては、當館の書籍を携出する資格を有する者五名以上連署の願出に依つて私立圖書館同様と見做して廻付する。

五、廻付方法 巡回書庫用の函は檜の削り上り、八分板に丈夫なる金具を付け、運送の爲め破れぬ様になし、内部は上下二段左右二個に區分し、發送の場合には紙屑にて書籍の動搖せぬ様に詰め合せ、鐵道通運便を以て發送をなす、運賃は郡市役所は當館支辨、町村立圖書館にありては其の都度當館又は先方で支辨する事とせり。

六、交換期限 交換期限は普通四ヶ月なれど時としては六ヶ月となす事もあり、其都度書庫及成績帳簿は本館に返送し來ると同時に、本館よりは次號を發送することゝせり、又近接した圖書館にありては二館若しくは三館を組合せ廻付する、前者は單獨廻付地を組合廻付と稱し、本體としては單獨となす。

- 七、閲覽延人員 三萬九千七百五十七人。
- 八、從業員數 專務の雇一名館長司書に於て之れが監督指揮をなす。
- 九、經濟 巡回書庫として別に豫算の項目を定めず、館費中より之を支辨し、概算すれば一年級貳千百餘圓を要し其内圖書費約壹千五百圓を見積る。

○長崎市家庭回覽文庫 獨立巡回文庫の例)

- 一、設立者 勝山高等小學校學友會。
- 二、藏書冊數 壹千壹百拾九冊。
- 三、編成法 一學年度四月より七月迄九月より三月の二期に分ち、每期家庭教育並社會教育に資すべき圖書を四拾五個の文庫に頒ち一學級參個宛家庭の廻覽に供す。
- 四、廻付先 勝山尋常高等小學校學友會贊助員(本校兒童保護者)の各家庭。
- 五、廻附方法 學友會圖書部に於て編成準備を了し、各學校擔任教員たる同會理事の手を経て當該學級所屬の兒童たる通常會員を通じ、各自其の保護者たる贊助員に廻付し、贊助員は文庫に添附せられたる回覽名簿の受領欄に捺印し、且つ所定の受領

證を兒童を経て會長宛に提出す、順次名簿に依り回覽を了る、回覽中は各學級擔任教員及學友會圖書部理事委員之を整理して回覽の調節に任ずるものとす。

- 六、交換期日 一家庭回覽期間壹週間内外。
- 七、閲覽延人員 約三千六百人。
- 八、從業員數 所屬理事五名同委員十四名。
- 九、經費 年參百參拾圓。

備考 本文庫は本校學友會圖書部にて經營するものなるを以て、藏書冊數及從業員數等皆圖書部全體に關するものなり。

○岐阜縣安八郡教育會回覽文庫(獨立巡回文庫の例)

- 一、設立者 安八郡教育會。
- 二、藏書冊數 四百九十二冊。
- 三、編成法 回覽文庫五個を備へ回覽區域を三區に分ち輪送せり。
- 四、廻附先 名町村へ廻付す。

五、廻付方法 回覽區域を三區とし郡教育會より各區事務所へ輸送し、而して各區事務所より各區内小學校へ回覽して校下一般公衆に閱覽せしむ、其の通知は謄寫版刷の目錄を作り兒童をして家庭に通ぜしむ。

六、交換期限 圖書閱覽期日は一學校下毎に一函一ヶ月間として交換閱讀せしむ。

七、閱覽延人員 五千四百六十壹名。

八、從業員數 貳名。

九、經費 大正十一年度壹百五拾圓。

尙同會閱覽視程を記せば

第一條 本圖書は郡内小學校に回覽し一般の閱覽に供するものとする

第二條 圖書回覽の區域を分ちて左の三區とす

第一區 北安—中川校、耕文校、南平野校、神戸校、下宮校

第二區 中安—安井校、小野校、黒俣校、結校、名森校、川並校

第三區 南安—福東校、牧校、大藪校、仁木校、江東校、多藝島校

第參條 圖書閱覽期日は一學校毎に一函凡一ヶ月とし、閱覽後各區事務所より本會事務所にて圖書を返送するものとする

第四條 圖書の保管回送其他閱覽に關する諸般の處理は各小學校に委託するものとする

第五條 圖書回送の際は各區事務所々在の小學校は目錄と對照調査し受領票本會事務所宛にて回送すべし

第六條 圖書閱覽者は必ず圖書閱覽簿に記入すべし

第七條 各區事務所を左の小學校に置く

第一區 北安事務所 中川尋常高等小學校

第二區 中安事務所 安井尋常高等小學校

第三區 南安事務所 福原尋常高等小學校

第八條 受領票及圖書閱覽簿様式左の如し

圖書受領票

受領者氏

名 園

| 圖書名 | 著作者氏名 | 冊數 | 圖書名 | 著作者氏名 | 冊數 |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

圖書閱覽簿

| 圖書名 | 閱覽期日 | 閱覽者氏名 | | |
|-----|------|-------|---|----|
| | | 職 | 業 | 氏名 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

四、圖書館附帶事業。

圖書館は過去に於ては一般公衆の圖書閱覽所として特殊な附帶事業を計劃されて居なかつたが、最近に至り當事者は館を中心として社會教育を施さんこの考へより、各種の事業を附設さるゝ様になつた、殊に英米獨に於ては甚だしく發達して居る、我

が國今日行はれて居る其の主なる事項は次の様である。

〔1〕、講演會。

- 一、兒童お話會 兒童の爲の童話、お伽噺等。
- 二、著者講演會 其の年に於て最もよく讀まれたる書籍の著者を講師として講演會を開く。
- 三、時局講演會 皇太子殿下御渡歐の御壯舉に際し又海軍制限會議が開催されるといふと之等に關する講演會を開くとか陸海軍紀念日講演會等其の例である。
- 四、學校講演會 最新の學術の通俗講演會を開く。
- 五、讀者講演會 館員閱覽者が閲讀した圖書の内容に關する講演、發表、批評會等を開く。
- 六、業務上の講演會 農工商其他業務上の講演會を開く。
- 七、其他各種の通俗講演會 道德、衛生、美術、自治制度等其他の狀況に應じ、必要と認むるものにつき講演會を開く。

〔2〕、講習會。

- 一、圖書館に關する講習會 たとへば圖書館の任務、閱覽法、圖書の選擇等に關することを一般民衆に知らしむる爲に開催する。
- 二、圖書館講習並に協議會 圖書館の發展を計る爲めに圖書館員の講習を催す。
- 三、各種講習會 思想、道德、歴史、科學、自治研究、衛生等に關する講習會の開催。

〔3〕、展覽會。

- 一、郷土資料展覽會 郷土史に關する圖書地圖、繪畫寫眞等を陳列する。
- 二、各種圖書展覽會 古書又は時局に關する圖書、其他或る事項研究に必要なる内外の圖書等を陳列展覽せしめる。
- 三、兒童自由作文自由畫展覽會 兒童自由に製作したる作文、圖畫、手工、手藝品等の展覽會を開く。

〔4〕、會 合。

- 一、讀者會讀者俱樂部 是等を組織し、時々會合して、互に親睦を厚うし趣味を深め、讀者に關する發表批評等をなす。
- 二、閱覽人懇親會 同上の目的にて開く。
- 三、兒童談話會 同上の目的にて開く。
- 四、各種の懇親會、婦人會、農談會等 必しも閱覽人に限らず。

〔5〕、博物館並に運動娛樂等の特別設備。

- 一、博物館又は陳列室 是等の特設又は時々史料、地理、動植物、生産物、其他新發明の器具機械、工藝品等各種の實物又は標本等陳列して書籍と相俟つて直觀的に智識と興味とを普及する。
- 二、教育品陳列所 小學の兒童の成績品、學用品其他之に必要なる標本、器具、機械を陳列して、前記の目的を達するに努力する。
- 三、運動場娛樂室 體育室並に娛樂上の設備として之等を設け閱覽人に隨意運動具遊具等を使用せしめ、讀書に厭きたる者に休養を與ふ。

四、俱樂部設置 最初の計劃に依り、又は空室を利用して、俱樂部を設け各種の會合研究等を行ふに便宜を與へる、又教育的活動寫眞を映寫し一般民衆の娛樂たらしむると共に修養に資す。

五、實社會との連絡施設。

圖書館と實社會との連絡は、其の施設種々あつて前述附帶事業と重複する如きことあるも、可成之を除いて最も適切なる施設として行はるゝ部面を列記しやう。

- 一、巡回文庫を設けること。
- 二、各部落に閱覽所を設けること。
- 三、新刊購入圖書を通報する方法をとること。
- 四、新聞、床屋、湯屋、其他多くの人の目に觸れ易き所に廣告をなすこと。
- 五、青年團、處女會等とよく連絡して圖書の閱覽事務を進捗せしめ、仲介の勞をとらしむ。
- 六、戸主會、青年團、其他多種の集會に於て出来るだけ館員が出張して圖書館の

ことにつき講演すること。

七、圖書の購入に際し各方面の希望を納れて購入すること。

八、各種の要求に應じて圖書の貸出をなすこと。

九、讀書の傾向、時代の趨勢等に鑑みて次の如く必要なる方法を講ずること。

〔1〕、思想善導の爲め思想問題に關する適當の書籍を成るべく購入す。

〔2〕、比較的遅れて居る理科學方面及産業に關する書籍を購入して一般を指導すること。

〔3〕、趣味の向上を圖るために文學美術に關する方面にも注意する。

六、圖書館の發達を促進する方案。

最近數ヶ年間我が國に於ては著しく圖書館の發達を見るに至つた事は喜ぶべきであるが、今一層其れが發達を促進するに必要なる事項は、大別して圖書館内容の充實を圖ること、實社會の連絡を密にすること及行政指導の方面に關するものゝ三とすることが出来る。而して其各々又數項の方案を見出すのである。

〔1〕、圖書館内容の充實及閱覽方法の改善。

- 一、藏書を豊富にし、新刊圖書を可成多く、且つ迅速に購入すること。
- 二、圖書の選擇に注意し、出來得る限り希望を納るゝことに努力すること。
- 三、圖書目録に内容の案内書を添へて閱覽者の便を圖ること。
- 四、目録をよく整頓し、且つ圖書館より閱覽人の爲めに目録索引其他指導者を置くこと。
- 五、閱覽並貸出制度を改良し、簡易且確實に書籍の運用を講ずること。
- 六、公衆をして圖書館に親しみ易からしむる爲に、可成公開其他の方法をとること。
- 七、貸出期日を可成長期とすること。
- 八、家庭訪問の制を立て、新刊書の紹介、圖書の選擇、圖書の購入貸出希望等を聽取せしむること。
- 九、優良なる圖書館員を多く任用し、其の待遇を進めると共に之が表彰の途を講ずること。

一〇、圖書館をして有形的に人心を惹き付くる様に圖書館の建築に注意し、圖書の整頓採光、器具、繪畫、清潔及秩序ある氣分を與ふるため、花卉盆栽等を備へ置くこと。

一一、以上の方法を実施する爲めに經費を増加すること。

〔2〕、實社會との連絡。

- 一、前記一、二、三項に記せる各種の方法を其の圖書館所在地の各般の事情に應じて実施すること。
- 二、小學校兒童、中等學校生徒に圖書館に關する知識と其の閱覽せんとする情意を訓練すること。
- 三、小學校、中等學校等の教師に、圖書館に關する智識を普及すること。
- 四、師範學校の課程中に、圖書館に關することを加ふること。
- 五、小學校讀本中に圖書館に關する事項を加ふること。

- 六、國語教授を改善し少年時代より讀書趣味の教養を圖るべきこと。
- 七、補習學校との連絡を密にすること。
- 八、青年團、處女會其他の修養團體との連絡。
- 九、巡回圖書館の組織を完全にし各方面に之を送付すること。
- 一〇、圖書館の發達を助長せしむる爲めに、有力者の贊助を得ること。
- 一一、圖書館附帶事業と前記實社會との連絡を一層の考究をなし、其の土地の状況に應じ實施すること。

〔3〕、行政指導に關する事項。

- 一、中央並府縣に圖書館指導員を置き、全國又は管内の圖書館を巡視して指導獎勵せしむること。
- 二、中央に圖書館學校を設け地方にては長短の講習會を開き優良なる館員を養成すること。
- 三、政府は新刊書にして國民を閲讀に價すると認むるものは、全國の圖書館に讀

代提供すること。

- 四、文部省に於て編纂する圖書館に關する刊行物、其他各省に於て刊行する圖書中一般に裨益ありと認めらるゝものは、全國公私立圖書館に配付せらるゝこと。
- 五、文部省に於て價良圖書館を表彰し、且補助獎勵金を交付すること。
- 六、優良にして功績ありたる圖書館員並に篤志家を選奨すること。

七、圖書館に對する民衆の態度并に傾向。

圖書館に對する公衆の一般的態度を通覽するに大凡二種に分たれる様に見受けられる、其の一は喜ぶべき態度であつてこれは益々助長せねばならぬ、他は好ましくないからざる態度である、こは充分矯正する様に努め圖書館に對する態度傾向を改めねばならぬ。今各二三の例を擧ぐれば次の如し。

(イ)圖書館に對する態度。

- 一、好ましくないからざる態度。

〔1〕公衆は圖書館に對し積極的ならず消極的なり。

〔2〕、閲覧者は一般に公德心に乏しく圖書を尊重し、愛護する念を缺き萬事放げやりの弊あり。

〔3〕、村の文化程度低く、殊に漁民等の圖書館に對する理解の程度低し。

〔4〕、圖書館設置當時に於ては物珍らしいと云ふ事情もありし爲めか、一般に利益は認めて講讀する者多かりも現在に於ては青年以外に殆んどなしといふも可なるに至る、然し中には熱心に援助せんとするの志を有するものもあり。

〔5〕、工業地では一般讀者趣味少き爲め多數の町民に利用せられざるは遺憾なりしかし閲覧するものは至極眞面目にして圖書の取扱丁寧である。

二、喜ばしき態度。

〔1〕、讀書心益々増加し漸時利用者多くなり、従つて重要視する如くなれり。

〔2〕、近來漸く圖書館の内容充實は一般公衆に認められ殊に依托文庫の書籍の如きは他町村より會員外の供覽の申込をなす者あり。

〔3〕、圖書館に於て圖書の研究をなし居るため他の惡風習等に感化さるゝ虞なし

〔4〕、圖書館の必要なるは一般に了知せられ現今にては其の必要を知らざるものなく殊に青年處女の如きは新刊書出づれば競つて借覽を申込み状態となり、公衆に對しても知識發展に唯一の機關となれり。

(ロ) 讀書の一般的傾向。

讀書の一般的傾向は如何と見るに登館するもの、都會に於ては學生比較的多く實務家等も漸時増加する傾向がある、地方町村に於ては青年及び兒童多く一般成人は少ない様である。都會と町とを論ぜず婦人の閲覧者少きは甚だ遺憾である。

閲覧圖書の傾向は一般的にいへばやはり文學書最大多數であつて、それ以下は土地によりて差があり、或は學生の受験用の各種圖書が歡迎せらるゝもあれば歴史傳記が多く讀まれるもあり、又娛樂的に讀まれる種類のものもある。

大體に於いていへば都會程高尚なるものが閲讀せられ、農村程低級なるものが歡迎せられる、之は當然のことであらふが、農村に於ても可成進歩を圖るやうにありた

八、岐阜縣に於ける狀況。

〔一〕、岐阜縣下の圖書館。

本縣には圖書館の數三十四館、文庫の數一二六で數の上には各府縣に比較して餘り悪い方ではないが、調査によると藏書が館數に對して僅少なものと、書籍の時勢遅れのもの多がい様に思はれる、勿論經費が少ない爲め新版圖書の購入が充分でないかも知れぬ、又圖書館の利用が一般にされて居ない。今少し此の便利な簡易な學校である圖書館をより以上利用されて價値を認めらるゝならば、公費或は篤志家の寄附等も自然に出来ること、思はれる、要するに好學心の涵養と經費の増加が圖書館發達の根本である。近頃青年團、處女會では修養の一施設として又東宮殿下御成婚の記念事業として簡易なる圖書館を設置することを企劃されて居る所が多數あるのは修養團體として最も相應はしい事である、斯くして漸時一般民衆に波動する事は必要である、文部省でも地方青年團、處女會に對し極めて簡易な圖書館經營として三十圓、五十圓百圓で出来るものを調査して出されて居る、之れ位簡易な圖書館購入は別に六ヶ敷く

もない、先づ之れに準じて根底を作り漸時年と共に生成して行く様な組織をとられたい。近頃加茂郡や武儀郡では町村文化施設として一村一館主義を兩郡長は頻りに稱へて居る、町村でも着々之れが設置をなし圖書館令によつて申請されて來るものが澤山ある。

圖書館とか文庫とか言ふものは、之れを譬へて見れば丁度樹木の様なもので、毎年新芽を吹き出さないでは枯木も同然である。圖書館といひ文庫といふ山では枯木は一向賑ひとはならない、否却つて邪魔物になるので、どうしても芽も吹き葉も繁り花も吹き實も結ぶのでなくては頼母敷くない。

文庫の主要な財産は圖書であつて藏書は貯金に似て居るが、此の貯金、据置ばかりではいかぬ、年掛、月掛にもして銳意増殖すべきである、そして其の貯金——財産をば絶えず運轉利用しなければならぬ、この貯金を死藏せず寝かせて置かず、大いに活動されると言ふ點が圖書館の單なる守銭奴的貯蓄家と違ふところで、寧ろ活動的な銀行家に似て居る所以である。

願はくば一町村毎に公立にせよ私立にせよ一館宛の圖書館の施設が出来る様になれば我國文化の上に於て一大光明を認むると共に農村振興の一助ともなるのである。

縣下公私立圖書館一般概況(大正十二年一月現在)

| 名 稱 | 所 在 地 | 別 | 設 立 年 月 | 大正十二年 度經費豫算 | 藏書冊數 | 館長氏名 |
|------------------|---------|---|---------|----------------|--------|--------|
| 大垣市圖書館 | 大垣市廓町 | 公 | 大正八、七 | 二、四七八 | 一五、〇八三 | 桐山良材 |
| 學制頒布五十年 記念圖書館 | 稻葉郡前宮村 | 公 | 大正一一、一〇 | 八〇 | 一三〇 | 永田新兵衛 |
| 常 磐 文 庫 | 稻葉郡常磐村 | 公 | 大正一一、一〇 | 三〇 | 三六七 | 桑原與市 |
| 北濃 圖 書 館 | 武儀郡上牧村 | 公 | 大正一〇、一 | 二〇 | 一一〇 | 中島芳次 |
| 菅田通俗圖書館 | 武儀郡菅田町 | 公 | 明治四二、二 | 二〇 | 一、八七三 | 日下部龜次郎 |
| 東白川文庫 | 加茂郡東白川村 | 公 | 大正三、一二 | 五〇 | 二、四三八 | 村雲英一郎 |
| 飯地小學校附設 記念文庫 | 加茂郡飯地村 | 公 | 明治四一、一一 | 五〇 | 一〇〇 | 石井榮三 |
| 八百津通俗文庫 | 加茂郡八百津町 | 公 | 大正四、一一 | 五〇 | 六七六 | 永田廣三 |
| 和知村通俗文庫 | 加茂郡和知村 | 公 | 大正四、一一 | 六二 | 一、〇四五 | 安江孝七 |
| 川邊通俗文庫 | 加茂郡川邊町 | 公 | 大正四、一一 | 一一一 | 一、三四四 | 西村才三郎 |

| | | | | | | |
|-----------------|------------------|----|---------|-------|--------|-------|
| 濟美圖書館 | 惠那郡蛭川村 | 公 | 明治四三、一〇 | 一五七 | 一、四四四 | 額顯秋三郎 |
| 加子母圖書館 | 惠那郡加子母村 | 公 | 明治三三、四 | 七〇 | 一、一〇六 | 熊澤敬爾 |
| 高山町圖書館 | 大野郡高山町 | 公 | 明治四五、四 | 一五〇 | 二、三一四 | 直井佐兵衛 |
| 公立 計 一三 | 市立一、町立四、 村立八、 | 一三 | — | 三、三二八 | 二八、〇二九 | — |
| 向源圖書館 | 太垣市傳馬町 | — | 大正九、一二 | 四五〇 | 一、八二一 | 禿 慈 顯 |
| 農友會記念文庫 | 稻葉郡前宮村 | — | 大正五、一一 | 一五 | 三四九 | 丹羽久克 |
| 藤 森 文 庫 | 稻葉郡前宮村前波 | — | 大正五、一一 | 一三 | 一九二 | 光田穆堂 |
| 兩内野文庫 | 稻葉郡前宮村兩内野 | — | 大正五、一一 | 一五 | 八六 | 古川守一 |
| 下切文庫 | 稻葉郡前宮村下切 | — | 大正五、一一 | 九 | 八五 | 水野元由 |
| 山 島 文 庫 | 稻葉郡前宮村山島 | — | 大正五、一一 | 六 | 一〇一 | 佐々木秀一 |
| 北 島 文 庫 | 稻葉郡前宮村北島 | — | 大正五、一一 | 一五 | 二二〇 | 永井盛三郎 |
| 羽島郡 教育會通俗文庫 | 羽島郡笠松町 | — | 大正五、六 | 一〇 | 一、二二七 | 安井大吉 |
| 海津郡 教育會圖書館 | 海津郡高須町 | — | 大正四、一二 | 一五〇 | 一、一九一 | 缺 |
| 養老圖書館 | 養老郡高田町小學校 | — | 大正三、四 | 一二八 | 一、〇一一 | 桑原權之助 |
| 郡上郡教育會附 屬圖書館 | 郡上郡八幡町郡役所 | 不詳 | — | 一五〇 | 四三七 | 大野圓次郎 |

| | | | | | |
|-----------------|-----------|--------|-------|-------|--------|
| 可兒郡 教育會圖書館 | 可兒郡廣見村 | 大正五、一 | 二八九 | 一、三〇〇 | 缺 |
| 上佐見圖書館 | 加茂郡佐見村 | 大正三、一〇 | 四〇 | 一、三一六 | 熊崎新太郎 |
| 福地青年圖書館 | 加茂郡福地村 | 大正四、一一 | 一〇 | 四三〇 | 缺 |
| 南戸青年文庫 | 加茂郡湖南村 | 大正三、三 | 一〇 | 二六六 | 缺 |
| 加茂郡教育會附 屬圖書館 | 加茂郡太田町郡役所 | 大正一一、一 | 一〇〇 | 五三三 | 小笠原豊光 |
| 萩原町教育會附 屬圖書館 | 益田郡萩原町 | 大正八、一 | 一九二 | 六八五 | 鳥尻豊吉 |
| 國府圖書館 | 大野郡國府村役場 | 大正九、一 | 一〇〇 | 二八二 | 倉田甚左 |
| 岐阜縣教育會附 屬圖書館 | 岐阜市司町 | 明治三七、一 | 七〇〇 | 八、三六八 | 金澤正雄 |
| 上枝村圖書館 | 大野上枝村 | 大正三、七 | 一〇 | 四三〇 | 竹原藤右衛門 |
| 美濃町圖書館 | 武儀郡美濃町小學校 | 大正四、四 | 九〇 | 二五五 | 後藤元朝 |
| 私立計 二一 | | | 二、五〇二 | 二、五八九 | |

〔2〕、青年處女讀物の調査 (大正十二年一月調)

近時坊間に出版されて居る雑誌は只時流に投ずるを事とするが爲め、其の記事甚がしく俗惡に流れ、従つて之れを購讀する所の青年團員處女會員等の思想に惡影響を及

ぼす恐れのある事は社會教育上看過し難いことである。大正十二年四月文部省では全國各府縣に照會を發して其の回答に依り之れが指導上の參考資料とした、本縣に於ても其の調査の結果一部を示すと、

(イ)會員の購讀する雑誌數は六十三種で色々なものがある、之れに依つて是を觀れば文質共に所謂實際的雑誌の多數であることを肯定せざるを得ないが、雑誌一般的の傾向としては

〔1〕、種類内容の廣汎多岐なること。

〔2〕、文學藝術的色彩の濃厚なること。

〔3〕、流行新奇を追ふもの、甚だしきこと。

三項を擧ぐることが出来る。

(ロ)最も多く購讀さるゝ雑誌名。

〔1〕、青年團員の分。

向上、希望、講談雜誌、青年タイムス、新青年、乃木式、斯民、實業の日本、

關西農報、中央公論、社會と青年等。

〔2〕、處女會員の分。

主婦の友、婦人公論、家庭雜誌、我が家、女學世界、婦女界、希望、婦人世界
 (ハ)青年男女の讀物として健全と認めらるゝ雜誌名。

新青年、實業の日本、中學世界、向上、帝國青年、我家、中央公論、戰友、希望、
 報德、社會と教化、斯民、奉公、乃木式、農業世界、愛國の青年、青年タイムス
 中學講義錄、青年團講義錄、處女の友、家庭雜誌、主婦の友、體育研究、婦人世
 界、婦女界、婦人公論。

(ニ)青年處女に及ぼす影響の善惡一二。

雜誌亂讀によつて思想淺薄となり、眞面目な讀書を嫌つて研究的態度から逃れて
 文藝に傾き、感傷的態度に陥りつゝあることは何人もよく認むる所である。其の
 他多數の雜誌を見る者にあつては、思想を散漫にし堅實性を缺く感がある。又雜
 誌に散見する所謂新思想なるものに對して無批評に動かされて其の原流と眞義な

るものを極めないで、之れに盲從して自分の理想となし従つて現在の制度社會及
 び一般の束縛に反抗して破壊的行動に出るのは雜誌勉強家の陥り易い弊である。
 特に年長青年に於ては其の傾向がよく認められる。性の問題に關しては一般的に
 大膽であり、無耻であり、家人稠座の前でさへ之れを語つて何等耻ぢざるの状態
 に至つた事は其の惡影響の最も甚だしいものである。

然し一方から其の善い點について言へば、讀書力智識思想範圍の擴張増進養成を
 豊にして修養上の一助となり、文章力、創作力、想像力を増し、又時代を了解し
 情操の淨化にあづかり、科學的智識を増し人格を意識し權利自由に目覺めつゝあ
 る、又時代の表現物である雜誌に依つて社會の現象を知ると共に、舊道徳に於け
 る總べての盲從より脱し眞の自己を發見して人生觀社會觀の獨立に資し、科學問
 題文化問題社會問題若しくは人生問題に對して確然たる理解と知識を進め、更に
 深き研究への第一階級を作りつゝあることは好影響と認められるのである。

要するに讀書は必要なるも其の讀む所の書籍の選擇と、讀者の知識と内容に對す

る正當なる批判を養つて完全なる境に進ましむる様指導することが必要であると
思はれる。

〔3〕、通俗巡迴文庫活用方案 (大正十一年縣教育會社會教育部調査案)
巡迴文庫を有効ならしめるには(一)圖書の選擇。(二)文庫編成。(三)普及の方法。
(四)獎勵宣傳等の諸項に關して最善を盡さなければならぬ、此の見地により以上諸項
に關する方案を立つること左の如くである。

(イ)文庫の圖書が其の内容に於て一般青年の知識の啓發、徳性の涵養、趣味の向上
に資すべきもの、其の種類に於て、哲學、宗教、文學、歴史傳記、地理紀行、理
學、法制、軍事、産業、藝術等の諸方面を網羅すべきは勿論であつて、更に圖書
選擇上の實際條件として左の諸件に注意するを必要と認める。

〔1〕、一般青年の學力に適したる平易の文章たること。

〔2〕、可成小冊子にして一時に讀了し得るものたること。

〔3〕、可成繪畫、寫真版等を多數に挿入せるものたること、能ふべくんば名所舊

蹟、工場、建築物等の繪葉書を蒐集して繪葉書帖を作成して之れを文庫中に加
ふること。

〔4〕、町村自治に關する讀物を特に各文庫中に加ふること。

〔5〕、戦後世界地圖の類を特に各文庫に加ふること。

(ロ)文庫の編成に關しては左の諸條件を必要と認む。

〔1〕、各文庫には可成多方面の種類を網羅すること、但し特に優良適切なる圖書
は重複するも差支なし。

〔2〕、一文庫毎に多數(五百校以上)の印刷目録を作成して該文庫に添付するこ
と。然して其の目録中に簡易なる圖書解題を加ふること。

(ハ)文庫の活用を普及徹底せしむべき方案左の如し。

〔1〕、各地方に於て文庫取扱の局に當る士が文庫の存在を部内に周知せしむる爲
め目録の配布揭示場利用、學校兒童の利用、床屋浴場等の廣告等有効なる手段
を講ずること。

〔2〕、能ふべくんば文庫を部内各家庭に順次示し廻り、各人皆居ながらにして希望の圖書を借り得るの方法を講ずること。

(ニ) 宣傳獎勵の方案左の如し。

〔1〕、讀者が讀書會の類を組織し、相互に閲讀書の内容を發表する様獎勵すること。

〔2〕、前項讀書會等に現はれたる成績等に徴し讀者を表彰すること。

〔3〕、本會講師各地へ出張の場合には文庫設立の趣旨成立の歴史(特志富豪の寄附)及活用方等に關し特に宣傳を行ふこと。

—〔本文終〕—

學校中心社會教育の實際

大正十四年 九月一日初版印刷
大正十四年 九月五日初版發行

學校を中心社會教育の實際

定價金二圓八拾錢

著者 田中七三郎

發行者 藤原惣太郎
東京市京橋區入舟町五丁目壹番地

印刷者 山崎治兵衛
東京市京橋區南八丁堀三丁目十番地



發行所

東京市京橋區入舟町五丁目壹番地
振替東京一八五一三番

明治圖書株式會社

賣捌所

東京

林六合館

大阪

柳原書店

(所刷印社星七 部刷印社會書圖治明)

終